

## 大淀町ふるさと納税推進事業協力事業者募集要領

### 1 目的

ふるさと納税制度による大淀町（以下「本町」という。）への寄附の促進と、地元特産品の販売促進、観光PR、定住促進などの地域振興に繋げるために、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービスを発送することに協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

### 2 協力事業者の要件

下記の要件に全て適合していること。ただし、本町及び取りまとめ業者が協議のうえ、協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

- (1) 各種法、規則、条例等に沿った生産、加工、製造を行っていること。
- (2) 申込み時に町税等の滞納がないこと。
- (3) 本町に事業所等を設置する法人、団体及び個人事業者。ただし、特に大淀町の魅力を発信できるお礼品を取り扱う場合については、町外でも対象とする。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。

### 3 募集する商品（お礼品）の要件

次の条件を全て満たしている商品等であること。

- ①平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条（以下「地場産品基準」という。）のいずれかに該当すること。（別添1,2参照）
- ②品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものも取り扱うものとする。
- ③飲食物の場合は、出荷後5日程度の賞味期限が保障されるもの。

### 4 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイトのホームページにお礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) お礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

### 5 取りまとめ業者

効果的な運営、安心安全を考慮したお礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、以下の業者を取りまとめ業者として指定しております。

**【取りまとめ業者】**

① ポータルサイト「さとふる」でのお礼品取りまとめ

(要件：インターネット環境を有しており、電子メールの送受信が可能であること。)

株式会社 さとふる

住 所：東京都中央区日本橋2-2-1 京橋エドグラン13F

TEL：03-6895-1883

② ポータルサイト「さとふる」以外でのお礼品取りまとめ

(「楽天市場」「ふるさとチョイス」「ふるラボ」「JAL」「Amazon」のほか、今後追加していく予定です。)

株式会社 アースコーポレーション

(本 社) 住 所：熊本県玉名市高瀬502-2

TEL：0968-82-8003

(関西支店) 住 所：奈良市下三条町2-1-302

TEL：050-3317-9313

MAIL：oyodo-furusato@earth-cp.com

6 申込み方法

申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに提出してください。

(1) 協力事業者の登録

申込書：大淀町ふるさと納税推進事業協力事業者申込書(別記第1号様式)

添付書類：暴力団排除に関する誓約書(別記第2号様式)

※既に登録していただいた事業者は変更事項がなければ再度提出いただく必要はありません。

(2) お礼品の登録

申込書：大淀町ふるさと納税お礼品申込書(別記第3号様式)

添付書類：お礼品内訳説明資料等(お礼品の写真、パンフレット等)

※申込数が多い場合は、必要項目を満たす一覧表を作成し申込みいただくことも可能です。

**【提出先】**

大淀町役場 企画財務課

住所 〒638-8501 吉野郡大淀町桧垣本2090番地

**【提出方法】**

持参または郵送で提出してください。

(持参の場合は土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時までとします)

## 7 協力事業者及びお礼品の選考方法

申し込み内容を総合的に判断し、協力事業者及びお礼品を決定します。

※お礼品の状態・梱包・荷姿確認のためサンプル品を無償で提供していただく場合があります。

## 8 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※寄附者の個人情報は、ふるさと納税のお礼の品の送付以外の目的で使用することができません。

ただし、商品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

## 9 その他留意事項

(1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者へ報告するものとします。

(2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。

また、品質等による保証やクレーム対応については、町は一切責任を負いません。

(3) 町は、登録された事業者又はお礼品が、本要領2又は3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。

なお、本事業で募集するお礼品は、ふるさと応援寄附金のお礼品として提供するものであるため、総務省による基準の見直しがおこなわれた場合には、本要領2又は3に定める要件を見直すことがあります。この見直しによる場合も同様に、その登録を中止することがあります。

※必要により確認書類を提出していただく場合があります。

(4) 町が必要と認めるときは、事業所や返礼品の实地調査等による調査・確認を実施するものとし、これに応じる必要があります。

(5) 返礼品を適切に提供するために、生産・製造・品質管理を適切に行うとともに、地場産品基準や関係法令等において遵守すべき事項が記載された書類・データ等の整備及び保存を適正に行ってください。

(6) 食品を返礼品として取り扱う場合については、食品表示法に違反をすることがないように適正な食品返礼品を供給できる体制を整備し、産地名を適正に表示してください。

(7) 返礼品の産地偽装等の食品表示法の違反又は過失による誤表示等を行い、寄附者に損害を与えたことにより、町が協力事業者へ費用負担の求め又は損害賠償請求をした場合、これに応じる必要があります。